

しゅうがくえんじょ

就学援助制度をご存知ですか？

大田市教育委員会

この制度は、経済的理由によりお子様を小中学校へ就学させることが困難なご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を、市が援助するものです。

■援助を受けることができる方

お子様が大田市内の小中学校に通い、世帯が次の認定基準のいずれかに該当する場合受けることができます。援助を受けるためには毎年度申請を行い、教育委員会の認定を受ける必要があります。

《認定基準》

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 前年度又は当該年度に次のうちいずれかの措置を受けている世帯
 - a. 生活保護法による保護の停止または廃止
 - b. 市県民税の非課税または減免
 - c. 固定資産税の減免（地方税法第367条）
 - d. 国民年金保険料の免除
 - e. 国民健康保険料の減免または徴収猶予
 - f. 児童扶養手当の受給（児童扶養手当法第4条）
 - g. 更正資金（生活福祉資金）の貸付
- (3) 上記以外で、経済的理由によって就学させることが困難であるなど、(1)に準じる程度に生活に困窮している世帯

参考 認定となる所得金額の目安（令和4年度）				
世帯人数	3人	4人	5人	6人
世帯構成	大人2人 小学生1人	大人2人 小学生1人 幼児1人	大人2人 小学生1人 幼児2人	大人4人 小学生1人 幼児1人
前年中の世帯の総所得金額	290万円程度	330万円程度	390万円程度	420万円程度

■受けられる援助の内容 ※児童生徒1人あたりの年間援助費（令和5年度基準額のため参考）

給食費や校外活動費、修学旅行費などの費用が支給（一部上限あり）されるほか、学用品費やPTA会費などの費用が定額で支給されます。

内容	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学用品費、通学用品費	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
新入学学用品費	54,060円	-	63,000円(※1)	-
PTA会費	3,450円		4,260円	
修学旅行費	実費（上限あり）		実費（上限あり）	
校外活動費	実費（上限あり）		実費（上限あり）	
学校給食費	実費		実費	
医療費（学校病に限る）	実費(※2)		実費	

(※1) 小学校在学中に認定を受ける必要があります。

(※2) 希望される方は学校または大田市教育委員会にお問い合わせください。

ただし、以下の場合は上記援助費が5割支給となります。

- ・児童扶養手当が一部支給されており、所得が生活保護基準額の1.1倍を超える世帯
- ・認定基準(3)（上記以外で経済的理由によって就学させることが困難であるなど、(1)に準じる程度に生活に困窮している世帯）で、所得が生活保護基準額の1.1～1.2倍以下の世帯

申請方法は裏面をご覧ください

■申請方法

提出書類をお子さんが通われる学校へ提出してください。所得状況などをもとに審査を行い、審査結果をお知らせします。

審査は毎月行っており、学校を通じて大田市教育委員会が申請書を受理した月の翌月に審査・認定を行います。

■提出書類（申請時に必要な書類）

○認定申請書 1部（各学校・教育委員会にあります）

○添付書類（コピー可） 1部

※添付書類は、以下に示す各基準に該当する書類を添付してください。

認 定 基 準	添 付 書 類
1 生活保護を受けている	不要
2-a 生活保護法による保護の停止または廃止	不要
2-b 市県民税の非課税または減免	令和5年1月1日時点の住所が「大田市外」の方のみ ●令和5年度課税証明書（全世帯員分）
2-c 固定資産税の減免	不要
2-d 国民年金保険料の免除	●国民年金保険料免除理由該当通知書 もしくは ●申請承認通知書
2-e 国民健康保険料の減免または徴収猶予	不要
2-f 児童扶養手当の受給	令和5年1月1日時点の住所が「大田市外」の方で、 児童扶養手当一部支給の世帯のみ ●令和5年度課税証明書（収入のある全世帯員分）
2-g 更正資金（生活福祉資金）の貸付	●更正資金貸付決定通知書
3 上記以外で、経済的理由によって就学させることが困難であるなど、1に準じる程度に生活に困窮している世帯	令和5年1月1日時点の住所が「大田市外」の方のみ ●令和5年度課税証明書 もしくは ●令和4年分給与所得に対する源泉徴収票（収入のある全世帯員分）

※認定後、世帯の状況に変更があった場合は、必ず届け出が必要です。

■留意事項

申請書には、同じ家にお住まいの方全員を記入してください。生計を別にしていたり、住民票上は別の世帯になっていても、同じ家にお住まいであれば生計同一とみなします。

また、単身赴任等で一時的に住民登録が別住所になっている方も生計同一とみなすため、申請書に記入してください。

■問い合わせ先

この制度に関するお問い合わせは、お子様が通われる学校または大田市教育委員会学事・魅力化推進室（TEL：0854-83-8121）までお問い合わせください。

大田市公式ホームページに就学援助の詳細や、よくある質問集を載せています。
ぜひご覧ください！

